

43 経済的理由により十分な食料を入手できない者、買物困難者の食品アクセスの確保

令和9年度予算概算要求額 3,030百万円（前年度 435百万円）の内数

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、フードバンクの安定的・持続的な体制の構築、出し手と受け手をつなぐコーディネーターの配置、地方公共団体や食品事業者、フードバンク、こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築等を支援します。

<事業目標>

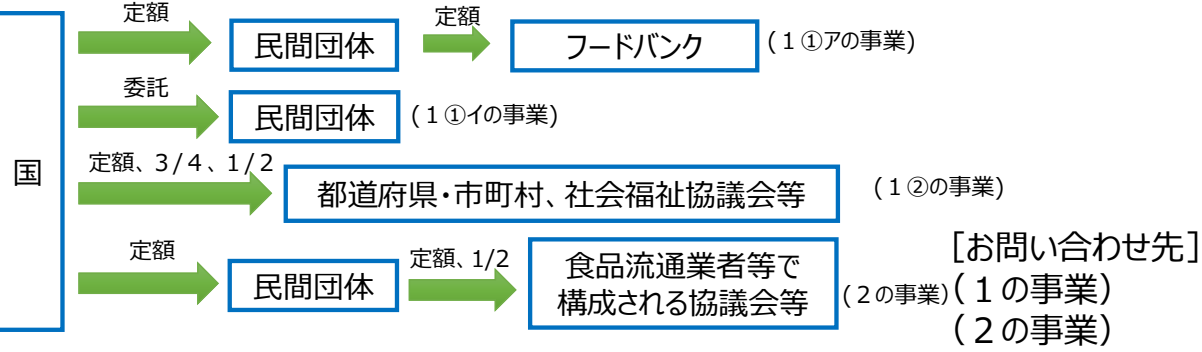
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t [令和12年度まで]）（食料・農業・農村基本計画のKPI）
- 買物困難者への対策の取組が行われている市町村割合の増加（90% [令和12年度まで]）（食料・農業・農村基本計画のKPI）等

<事業の内容>

- 1. 食品アクセス確保対策事業 625百万円（前年度 15百万円）**
- ① **大規模又は広域的な取組を行うフードバンクの機能強化**
- ア 未利用食品の受け手となる**フードバンクが食品事業者等から大口寄附を受けられる安定的・持続的な体制構築**のために必要な経費を支援します。
- イ **食品事業者等とフードバンクとのつながりの構築を促進**するとともに、**食品事業者等からの食品受入れを円滑化**するための専門家の派遣による人材育成を支援します。
- ② **円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の連携体制の整備**
- 円滑な食品アクセスの確保に向けて、**地域の関係者が連携する体制づくりを支援**します。

- 2. 持続可能な食品等流通総合対策事業 2,405百万円（前年度 420百万円）の内数**
- 食品流通業者等の関係者が取り組む買物困難者の**食品アクセスの確保につながる取組**のほか、ラストワンマイル配送等に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

